

コメ価格センター取引ルールの見直しの方向

総論

1 目標

透明性・公平性のある取引ルールの下で活発な取引が行われる市場として育成し、これを通じた実勢に即した価格形成を図る。

2 現状

昨年のセンター取引ルールの見直しにより、上場数量要件(1/3)の設定等を行い、相当な数量の入札取引の下での適正な価格形成を図った。

しかしながら、17年産米の取引実態を見ると、月1回の入札において、引き続き多くの銘柄が多量の不落札を出し、少量の落札での価格形成がなされるケースが出ており、実勢に即した的確な市場シグナルの発信という現物市場の機能が十分発揮されていない。

3 以上を踏まえ、次の目的のために必要な見直しを行う。

- ・ センターにおける活発な取引を通じた実勢に即した価格形成
- ・ これにより、売れる米づくりのための的確な市場シグナルの発信

4 取引における公正・中立性の確保のために、取引監視委員会の役割について十分検討するとともに、透明性確保のために、センターで行われる取引の全てについて、引き続き、各回ごとの加重平均価格、落札率等を公表する。

各論

取引頻度の拡大

取引頻度を大幅に増加し、全ての取引について、端境期を含め、毎週実施する。

取引の場の拡大

以下のように取引の選択を拡大する。

1 年間を通じて安定的な上場が行われる基本的な入札取引

- ・ 年間上場計画あり
- ・ 販売計画数量（予め価格の設定された相対取引等の一定の取引数量

を除く)の一定割合未満でも上場できるようにする。

- ・ 上場数量と売り手の希望価格とは相互に関連することから、上場数量が一定割合未満の場合は、売り手の希望価格は年内等一定の時期までとし、価格の相場観が出来る時期以降は、ストップ高、ストップ安制に移行
- 2 買い手のイニシアティブによる先渡取引
 - ・ 買い手が、以下のような条件を提示し、売り手が応札
希望価格(開示)
引渡期限(1~3ヶ月)
その他の条件(例:確認米)
 - ・ 最低申込単位あり
 - 3 売り手のイニシアティブによるスポット取引
 - ・ 年間上場計画なし
 - ・ 売り手の希望価格あり(開示)
 - ・ 上場数量要件なし
 - ・ 最低申込数量単位あり
 - ・ 3ヶ月の上場計画(前月に提示)
 - ・ 落札玉の引取期限は1ヶ月
 - ・ 2札制
 - 4 新規参入者や早期米、少量のみを上場する場合のための措置が必要(基本的入札取引に準じる取引、日常的取引)

その他取引の公正・中立・透明性を確保するための措置

- 1 従来、基本取引に上場していた産地品種銘柄であって、
基本的入札取引以外にのみ上場されるもの、
基本的入札取引に上場されるものであっても、一定回数以上にわたり落札率が一定割合を下回るもの
については、補完的に相対取引価格の報告を受け、農林水産省が定期的に公表。
- 2 売り手が複数の買い手子会社(議決権の過半数を所有するものに限る)を所有している場合は、当該売り手・買い手間の取引は認めない。

実施時期等

18年産米から適用。これに向けて、センター運営委員会において具体的なルール改正の作業を実施。

コメ価格センター取引ルールの見直しの方向（ 6つのポイント）

- 目的 1 センターにおける活発な取引を通じた実勢に即した価格形成
 2 これにより、売れる米づくりのための的確な市場シグナルの発信

上場は、売り手の
産地品種銘柄ごと

すべての銘柄ごとの落札加重平均価格、上場数量、申込数量、落札数量
落札率、申込倍率等を各回ごとに公表

入札による基本的な取引

年間を通じた安定的取引

・ 端境期を含め毎週実施

・ 販売計画（あらかじめ価格の設定された相対取引等の一定の取引を除く）の1/3以上を上場する場合

→ 売り手の希望価格あり

・ 販売計画（同上）の1/3未満の上場の場合

→ 売り手の希望価格は年内等一定の時期まで

価格の相場観ができる時期以降はストップ高・安制に移行

・ 上場計画（年間、四半期、当週）

・ 最低申込数量単位あり

・ 落札玉の引取期限は1ヶ月

・ 2札制

新規参入者、早期米、
少量のみの取引に対
する措置

基本的入札取引に準じる取引

日常的取引

買い手のイニシアティブによる 先渡的取引方式

- ・ 端境期を含め毎週実施
- ・ 買い手が
希望価格（開示）
引取期限（1～3ヶ月）
その他条件（例：確認米）
を提示し、売り手が応札
- ・ 最低申込数量単位あり

売り手のイニシアティブによる スポット的取引方式

- ・ 端境期を含め毎週実施
- ・ 売り手の希望価格あり（開示）
- ・ 上場数量要件なし
- ・ 最低申込数量単位あり
- ・ 3ヶ月の上場計画（前月に提示）
- ・ 落札玉の引取期限は1ヶ月
- ・ 2札制

相互の比較が可能

従来、基本取引に上場していた産地品種銘柄であって
基本的入札取引以外にのみに上場されるもの
基本的入札取引に上場されるものであっても、一定
回数以上にわたり落札率が一定割合を下回るもの
については、補完的に相対取引価格の報告を受け、農林
水産省が定期的に公表

同一産地銘柄、他の産地
銘柄について開示される
以下の情報

- ・ 基本的入札取引の価格
- ・ 先渡的取引の価格
（買い手の希望価格）
- ・ 相対取引の価格

売り手が複数の買い手子会社（議決権の過半数を所有するものに限る）を所有
している場合は、当該売り手・買い手間の取引は認めない

「コメ価格センターの取引のあり方等に関する検討会」設置要領

第1 趣旨

米政策改革の下で、米の流通制度については、「実勢に即した価格が形成されるよう、米の取引の場を育成・拡充」することとし、財団法人全国米穀取引・価格形成センター（以下「コメ価格センター」という。）を主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第18条第1項の規定に基づいて米穀価格形成センターとして指定するとともに、取引ルールの整備を行ってきたところである。

特に、昨年、入札取引における架空取引事件等を受けて、取引監視機能の強化、上場数量の拡大等の緊急的な措置を講じたところであるが、その後も、上場されている銘柄によっては大量の落札残が継続的に発生し、売り手（昨年12月に提出された全農経営改善計画の一環としての米事業改革等）、買い手を含む関係者からコメ価格センターの市場としての機能の更なる改善の必要性が指摘されているところである。

については、米政策改革の方向に則り、公正・中立なルールの見直しを検討することとし、売り手、買い手、学識経験者、コメ価格センター、行政等による専門的立場からの検討を集中的に行う場として「コメ価格センターの取引のあり方等に関する検討会」（以下「検討会」という。）を設置する。

第2 構成

- 1 検討会は、別紙の委員によって構成する。
- 2 検討会は、必要に応じ関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。

第3 座長

- 1 検討会には、座長及び座長代理を置く。
- 2 座長は委員の互選により選任し、座長代理は委員のうちから座長が指名する。
- 3 座長は、検討会の議事を運営する。

第4 運営

- 1 検討会は公開とする。
- 2 検討会の資料は、会議の終了後、ホームページ等により公表する。
- 3 検討会の議事概要については、会議の終了後、委員の了解を得た上で、ホームページ等により公表する。
- 4 検討会に係る庶務は、総合食料局食糧部計画課において行う。

コメ価格センターの取引のあり方等に関する検討会 委員名簿

いまむら	ならおみ	東京大学 名誉教授
今村	奈良臣	
いわた	みよ	日本経済新聞社生活情報部 編集委員
岩田	三代	
えのもと	りょういち	全国主食集荷協同組合連合会 専務理事
榎本	良一	
おく	よしはる	津田物産株式会社 代表取締役社長
奥	吉治	
おさだ	しゅんじ	財団法人全国米穀取引・価格形成センター 常務理事
長田	俊二	
こばやし	で	全国農業協同組合連合会岩手県本部 県本部長
小林	英男	
しょうげんじ	しんいち	東京大学大学院農学生命科学研究科 教授
生源寺	眞一	
たかぎ	まさる	弁護士・財団法人大日本蚕糸会 会頭理事
高木	賢	
たかはし	ゆきお	東京城北食糧販売協同組合 理事会長
高橋	幸夫	
なかむら	やすひこ	東京農業大学 客員教授
中村	靖彦	
はこいし	ふみよし	ホクレン農業協同組合連合会 米穀事業本部米穀部長
箱石	文祥	
はせべ	よしやす	日本米穀小売商業組合連合会 理事長
長谷部	喜通	
ふじ	しげお	全国農業協同組合中央会 基本農政対策部長
富士	重夫	
ふじき	えいいち	株式会社神明マタイ 常務取締役
藤木	栄一	
ふるはし	まさひろ	全国米穀販売事業協同組合 常務理事
古橋	政弘	
まつやま	きよひで	長崎米穀株式会社 代表取締役社長
松山	圭秀	
やまもと	おさむ	財団法人全国米穀取引・価格形成センター 副会長
山本		
よしだ	としゆき	高崎経済大学地域政策学部 教授
○ 吉田	俊幸	
よねもと	ひろかず	全国農業協同組合連合会 常務理事
米本	博一	
わだ	まさえ	主婦連合会 参与
和田	正江	

(農林水産省)

みながわ	よしつぐ	総合食料局食糧部長
皆川	芳嗣	
たかはし	ひろし	総合食料局食糧部計画課長
高橋	洋	

- 以上22名 -

座長 ○座長代理 (五十音順敬称略)